

第2部 後期基本計画

- 第1章 はぐくむ『笑顔いっぱいのまち』
- 第2章 やすらぐ『元気であたたかいまち』
- 第3章 にぎわう『魅力と活力あふれるまち』
- 第4章 うるおう『快適に暮らせるまち』
- 第5章 つながる『みんなで創る住みよいまち』
- 第6章 すすめる『施策実現のための行政運営』



持続可能な開発目標 (SDGs) の実現に向けて

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



平成 27 年に国連サミットにおいて採択された SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしております。

国では、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康長寿の達成」など 8 つの優先課題と具体的施策を掲げ、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指すとしております。

本市においても、SDGs の理念は、本計画の目指す方向性と一致していることから、SDGs の理解を深めていくとともに、基本施策に SDGs の 17 の目標を明記し推進することにより、国際社会の一員として SDGs の実現に貢献してまいります。

第1章

はぐくむ

『笑顔いっぱいのもち』

1-1 結婚や子育て環境を充実します

1-2 魅力ある生涯学習を推進します

1-3 生きる力を育む学校教育を充実します

1-4 教育環境を整備します

1-5 する・観る・支えるスポーツを推進します

1-6 伝統文化を継承し文化芸術を振興します



基本
施策 1-1

結婚や子育て環境を充実します

現状と課題



ライフスタイルや結婚観・家庭観の多様化により、若い世代の未婚化・晩婚化が進むとともに、経済的負担や核家族化等による子育てへの不安感の増大等を要因として、少子化が進行しています。

結婚や妊娠、出産、子育ては個人の意思によるものですが、少子化に伴う人口減少は労働力の低下や地域の担い手の減少等、まちづくりに深刻な影響があることから、地域全体で結婚から子育てまで、切れ目のない支援をしていく必要があります。

加えて、子や親、家庭をとりまく身体面、社会面、経済面等の様々な問題や育児に関する悩みが複雑に絡み合い、児童虐待や子どもの貧困等の問題も生じています。

このような現状を踏まえ、各世代のニーズに応じた出会いの機会の創出や就労環境の多様化に対応した質の高い保育・教育サービスを提供できる支援体制が求められています。

また、それぞれの子や親に寄り添うきめ細やかな支援体制を整備するとともに、ライフステージに応じた情報提供や経済的支援を行うことで、誰もが結婚や妊娠の希望をかなえ、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できる社会を実現する必要があります。

方 針

- 1 結婚支援事業^{※1}に取り組む個人・関係団体等と連携を図り、結婚を希望する男女の出会いの機会を創出するとともに、支援情報の提供等出会いから結婚までの継続的な支援を行います。
- 2 子どもが健やかに成長できる環境を整備し、子育てに要する経済的な負担を軽減します。
- 3 子育てに関する情報提供を充実するとともに、相談支援体制を強化して子育てに対する不安を軽減します。

※1 結婚支援事業とは、市結婚サポーターによる相談・お見合いや市で支援した個人・団体による婚活イベントのこと。

施策1-1-1

結婚に導く環境づくり

目 標

1 結婚につながる出会いの機会の創出と支援情報の提供

結婚支援に取り組む個人・団体等を支援し、各世代のニーズに応じた出会いの機会の創出を図ります。また、出会いから結婚に至るまでの支援情報の提供等継続的な支援を行います。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
結婚支援事業による成婚数	1件 (平成31年3月時点)	5件	5件	5件	5件

目標値の説明

指標	説明
結婚支援事業による成婚数	結婚支援事業による成婚数が増加することにより、結婚に導く環境づくりが充実された状態になります。



施策1-1-2

子育てに関する施設利用と経済的支援の充実

目 標

1 保育・教育サービスの充実

保育所、幼稚園、認定こども園※₁、放課後児童クラブ※₂等を利用したい児童数を的確に把握し、年間を通じて待機児童0を目指すため、民間力を活用した児童の受け入れ枠の拡大や保育士が働きやすい環境整備を行うとともに、保育士の確保に向け取り組んでいきます。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室※₃の連携を図るとともに、子育て世代の就労支援を含めた放課後児童の安全・安心な過ごし方に係る体制整備や、病児保育等の新たな保育サービスの利用支援に向けた取組を推進します。

2 児童施設の安全管理と親子で過ごせる場の充実

適正な規模で児童施設の維持管理を行うとともに、総合子どもセンターの機能充実を図ります。

3 子育て等に関する経済的な支援の充実

18歳までの医療費の無料化、ファミリー・サポート・センターの利用に対する助成、保育料の多子世帯軽減等に取り組む、子育て世代の経済的支援の充実を図ります。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間を通じての待機児童数	0人 (令和元年9月時点)	0人	0人	0人	0人
総合子どもセンター利用者数	98,057人 (平成31年3月時点)	110,000人	110,000人	110,000人	110,000人
子どもがいる世帯のうち子どもが2人以上いる世帯の割合	54.4% (令和元年9月時点)	54.6%	54.8%	55.0%	55.2%

目標値の説明

指標	説明
年間を通じての待機児童数	民間力を活用した児童の受け入れ枠の拡大と保育士の確保等に努め、待機児童数0を維持することにより、保育・教育サービスが充実した状態になります。
総合子どもセンター利用者数	総合子どもセンターの機能充実を図り、利用者数を維持することにより、親子で過ごせる場の充実につながります。
子どもがいる世帯のうち子どもが2人以上いる世帯の割合	子育て世代に対する経済的な支援を行い、子どもが2人以上いる世帯の割合を上げることにより、児童数の増加につながります。

- ※1 認定こども園とは、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか地域の子育て家庭に対する支援を行う施設のこと。
- ※2 放課後児童クラブとは、保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している子どもたちに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業のこと。
- ※3 放課後子ども教室とは、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施する事業のこと。



施策1-1-3 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

目 標

1 子育てに関する情報提供の充実

子育てに係る情報について、市報やホームページでの周知に加えて、LINE等のSNSを活用して、子育て世代に積極的に情報を発信します。

2 相談支援体制の充実とネットワーク強化

保育所、幼稚園、学校、児童相談所等の関係機関とのネットワークを強化し、養育に問題のある世帯や障がい児の支援、児童虐待の防止を推進します。また、母子保健相談窓口である子育て世代包括支援センター※1と、要保護児童対策調整機関である子ども家庭総合支援拠点※2の機能を充実し、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談支援を行います。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3歳児健康診査における保護者の市LINE公式アカウントの利用割合	11% (令和元年9月時点)	25%	25%	25%	25%
相談支援延件数	1,292件 (平成31年3月時点)	1,200件	1,200件	1,200件	1,200件

目標値の説明

指標	説明
3歳児健康診査における保護者の市LINE公式アカウントの利用割合	健康診査や窓口等での周知を行い、市LINE公式アカウントの利用割合を上げることにより、子育て世代が子育てに係る必要な情報を取得できる環境が充実された状態になります。
相談支援延件数	相談支援体制の機能と関係機関とのネットワークを活かし、相談支援の件数が増えることにより、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援につながります。

※1 子育て世代包括支援センターとは、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施する機関のこと。
※2 子ども家庭総合支援拠点とは、子ども家庭支援全般に係る業務を行うとともに、保護や支援が必要な児童に対して児童相談所等の関係機関との連絡調整を行う拠点のこと。

現状と課題



本市は、誰もが生涯にわたり充実した豊かな時間を過ごせるよう、各種講座や講演会等様々な学習機会を提供するとともに、学校と家庭・地域が連携を図りながら、次代を担う人づくりにも取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化・人口減少や高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化等、社会環境が大きく変化し、時代にあった学習機会の提供、充実が求められています。

また、環境の変化に伴い、地域コミュニティの希薄化が見られるようになりました。このようなことから地域の活性化や地域づくりを推進するとともに、将来の地域を担っていく青少年を地域全体で守り育てる環境づくりが必要であり、生涯学習の果たす役割がますます重要となっています。

学びや地域活動の拠点となる公民館等の生涯学習施設については、市民が安心して利用できるよう安全な施設を提供する必要があります。

一人でも多くの市民が、公民館や図書館等の活用を通して生涯学習に関わりを持ち続け、学習成果を地域づくりに還元し、豊かな人生を送ることができるよう、笑顔いっぱいの地域づくりを目指す生涯学習を推進していく必要があります。

方 針

- 1 生涯学習環境の整備を図ります。
- 2 青少年を地域全体で守り育てるとともに、学校・家庭・地域と連携し地域の教育力の向上を図ります。
- 3 利用しやすい図書館づくりと、読書に親しみやすい環境づくりを進めます。

施策1-2-1 生涯学習環境の整備

目 標

1 公民館の施設整備と学習機会の充実

住民が安全に安心して学習できる環境の充実を図るため、市が設置した全ての公民館が耐震基準を満たした施設になるよう整備するとともに、老朽化した各公民館の建物や設備の改修、修繕を行い、公民館機能の充実を図ります。

また、住民主導の活動を推進するため、7地区（西郷・本庄・東・宮生・中川・中山・山元）において指定管理による公民館運営を行うとともに、本庁地区の3公民館（中部・北部・南部）に指定管理者制度を導入し、効果的で効率的な運営を目指します。

さらに、住民の学習ニーズや地域の抱える課題を的確に捉え、人・自然・歴史・文化等地域の特性を活かした生涯学習事業を展開するとともに、学習活動への支援を通して、幅広い年代に多様な学習の機会を提供します。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公民館事業へ参画した人数	28,538人 (平成31年3月時点)	27,000人	27,000人	27,000人	27,000人

目標値の説明

指標	説明
公民館事業へ参画した人数	公民館の整備とともに地域に根ざした運営を行い、公民館事業へ参画する人数の確保が図られることで、地域づくりの推進につながります。

施策1-2-2

青少年の健全育成と地域の教育力の向上

目 標

1 青少年の育成を支える環境づくり

青少年の健全育成を進めるため、ボランティア活動を行うジュニアリーダーの養成や活動支援に取り組みます。また、青少年の健全育成の輪を市民に広めるため、青少年育成関係団体との連携を図り、青少年を地域全体で守り育てる環境づくりに努めます。

2 学校・家庭・地域との連携による心豊かな子どもの育成

次代を担う子どもたちの豊かな人間性を形成するため、地域等と連携し、子育てに関する学びの場を提供するほか、放課後子ども教室等で地域の人材や資源を活用した学習活動を進めることを通して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ジュニアリーダーあすなろの新規登録者数	—	—	—	5人	5人
放課後子ども教室参加児童の満足度	75% (平成31年3月時点)	77%	78%	79%	80%

目標値の説明

指標	説明
ジュニアリーダーあすなろの新規登録者数	高校生ボランティアサークル「ジュニアリーダーあすなろ」の活動を支援し、地域とのつながりや奉仕の心を養うことで、青少年の健全育成とともに、将来地域において活躍する人材の育成につながります。
放課後子ども教室参加児童の満足度	学校・家庭・地域との連携による多様なプログラムを提供することにより、参加児童の満足度が向上し、子どもたちの豊かな人間性を形成する環境づくりにつながります。

施策1-2-3 図書館機能の充実と読書活動の推進

目 標

1 魅力ある図書館づくり

市立図書館が、自主的な学びの場、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の文化・知的情報の拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えることができるように、地域の実情に即した運営に努めます。また、図書資料・視聴覚資料の計画的・体系的な収集に努め、所蔵資料の充実を図るとともに、利用者の多様なニーズや課題に即した質の高いサービスを提供するよう努めます。さらに、老朽化した設備等の修繕・点検を計画的に実施し、快適な読書環境の整備に努めます。

2 市内施設・団体との連携

学校・児童施設・公民館・市民ボランティアとの連携を図り、多様な事業運営を行うことにより、一人ひとりの子どもが小さい頃から読書習慣を身に付け、心豊かに成長する環境づくりに努めます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市立図書館入館者数	95,530人 (平成31年3月時点)	95,000人	95,000人	95,000人	95,000人
ボランティアとの連携事業開催数	89回 (平成31年3月時点)	80回	80回	80回	80回

目標値の説明

指標	説明
市立図書館入館者数	利用者の多様なニーズへの対応や快適な環境整備など魅力ある図書館づくりに努め、入館者数の維持につなげます。市立図書館入館者数は学習機会の充実の指数となります。
ボランティアとの連携事業開催数	図書館ボランティアの連携を得ながら、多様な事業開催を維持することで、子どもたちと図書館との結びつきを強めることにより、幼いころからの読書習慣づくりにつながります。

現状と課題



これからの社会を生きぬくために、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育み、変化する社会に対応し、困難を克服しながら自己実現を図っていく資質や能力を高めていく教育が求められます。

また、学校教育が直面する今日的な課題として、いじめ問題、不登校、虐待や暴力行為等の増加があり、本市も例外ではありません。児童生徒一人ひとりが安定した人間関係の中で安心して学校生活を送ることができる学級・学校づくりが不可欠になっています。

それらの教育課題解決のためには、学級集団づくりを基盤とした協働的な教育活動のより一層の充実を図っていく必要があり、今後は、学級規模に合わせ、それぞれの実態に即した効果的で実効性のある取組が一層求められています。

さらに、本市における教員の年齢構成をみると、今後、新規採用教員の大量配置が進みます。そのため、世代交代をふまえた教員研修の充実を考えていかなければなりません。

加えて、社会的な要請として、児童生徒の体力・運動能力の向上、特別支援教育や読書教育の充実、キャリア教育の推進等が叫ばれています。学習指導要領に掲げられている課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習である「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善をはじめ、英語教育やＩＣＴ機器を活用した教育の推進等、新たな教育の動きにも対応しなければなりません。そのため、児童生徒ならびに教員へのサポート体制の強化・充実が大きな課題となっています。

方 針

- 1 互いに信頼し合い、心と力を合わせて学習に取り組み、一人ひとりが安心して学校生活を送ることができる学級集団づくりを推進し、「確かな学力」の育成に努めます。
- 2 社会や子どものニーズに対応した学校づくりの実現を目指します。
- 3 子ども一人ひとりの課題に対応できる教員の「担任力（学習指導力・生徒指導力・特別支援教育力を統合した指導力）」の向上を図ります。

施策1-3-1 確かな学力を育む学校づくりの実現

目 標

1 望ましい学級集団の形成

「Q-U※1」の実施を通して、各学校の実態をとらえて分析し、学術機関の助言を受けながら、親和的な学級集団づくりを基盤とした学力※2向上施策に取り組みます。

2 「学び合い」を中心とした授業改善の推進

「確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む学び合いを中心とした授業」の構築に向けた指導・助言の機会を充実し、児童生徒が「わかる・できる」喜びを味わうことができる授業改善に継続的に取り組み、学力の向上につなげます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「学級での生活に満足している」と回答する児童生徒の割合	65% (令和元年7月時点)	65%	65%	65%	65%
N R T 検査の結果	小・中学校ともに 全国平均を上回る (令和元年5月時点)	小・中学校ともに 全国平均を上回る	小・中学校ともに 全国平均を上回る	小・中学校ともに 全国平均を上回る	小・中学校ともに 全国平均を上回る

目標値の説明

指標	説明
「学級での生活に満足している」と回答する児童生徒の割合	実態をとらえ、児童生徒とていねいに向き合うことで、児童生徒が満足と感じている割合が維持され、親和的な学級集団としての基盤形成につながります。
N R T 検査の結果	学び合いを中心にした授業改善実現のための指導・助言を充実することで、毎年小・中学校で実施する標準学力検査において「全国平均を上回る状態」が維持され、学力の向上が図られます。

※1 Q-Uとは、学級集団アセスメント調査で、学級集団の安定や学級満足度について、客観的に分析する心理テストのこと。
※2 学力とは、「基礎的な知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」のこと。

施策1-3-2 特色ある学校づくりの実現

目 標

1 個に応じたきめ細やかな指導の充実

学校教育支援員・学校生活指導員等の適切な配置により、特別な支援を必要とする児童生徒の学習や生活の支援、複数教員で授業を受け持つチームティーチング等の授業サポートを行うことで、学校生活への適応支援を充実させ、一人ひとりが安心・安定した学校生活を送れるようにします。

2 特色ある学習活動の推進

「総合的な学習の時間」における、調べ学習、フィールドワーク等の「ふるさと学習」や、短歌作り、短歌卒業式等の「短歌学習」など、本市ならではの教育を進めていきます。

また、登下校時に使用しているスクールバスを有効活用し、各校の必要に応じて運行することで校外学習の充実を図ります。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「学校内に気軽によく話ができる大人がいる」と回答する児童生徒の割合	81% (令和元年10月時点)	82%	83%	84%	85%
「特色ある学習活動が展開されている」と回答する保護者の割合	85% (平成31年3月時点)	85%	85%	85%	85%

目標値の説明

指標	説明
「学校内に気軽によく話ができる大人がいる」と回答する児童生徒の割合	児童生徒と教師のふれあいの中で、本音で話することができる割合を向上させることにより、児童生徒のニーズに対応したきめ細やかな指導の充実が図られます。
「特色ある学習活動が展開されている」と回答する保護者の割合	学校の実情に合わせた教育活動に対する肯定的な評価の割合を維持することにより、特色ある教育の推進につながります。

施策1-3-3 担任力の向上

目 標

1 教員研修の充実

「教育は人なり」と言われるように、子どもの最大の教育環境は「教師」です。子どもたちを直接指導する教員個々の力量を向上させていくことが、学校教育の充実につながります。

「担任力」とは、学習指導力・生徒指導力・特別支援教育力を統合して、授業を核とした学級・学年・教科経営を行っていく力です。本市の大きな課題である「学力向上」に向け、この「担任力」を高めるべく、研修を企画・運営することで、子どもたちが充実した学校生活を送れるようにします。

さらに、経験年数5年以下の教員を対象にした講座を開講するとともに、学校の求めに応じて指導主事を派遣する指導主事巡回相談を実施し、教育技術の継承や学校運営意識の高揚に取り組みます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「学校に行くのが楽しい」と回答する児童生徒の割合	88% (平成31年3月時点)	88%	88%	88%	88%

目標値の説明

指標	説明
「学校に行くのが楽しい」と回答する児童生徒の割合	担任力を向上させ、「学校に行くのが楽しい」と回答する割合を維持することにより、学校教育の充実につながります。

現状と課題



本市では児童生徒が良好な環境のもと学習できるよう、学校施設・設備やICT環境の整備を進めています。

学校施設の耐震化は完了したものの、学校及び学校給食センター施設・設備の老朽化等に伴う改修や整備が引き続き必要です。また、学校における読書環境のさらなる向上を図るとともに、学習指導要領に沿ったICT環境の整備を行っていく必要があります。

さらに、少子化の進展等による学校の小規模化や複式学級の増加により、学校教育における活力の低下が課題となっています。学校の統廃合は上山市立小・中学校統廃合実施計画（案）に沿って検討を進めていますが、検討にあたっては今後の児童生徒数の推移を見極め、地域、保護者等の理解を得ながら慎重に進める必要があります。

方 針

- 1 老朽化した学校及び学校給食センターの施設・設備の整備を行い、学習環境の改善を図ります。
- 2 学校における読書環境及びICT環境の整備を図ります。
- 3 活力ある学校教育の実現に向け、学校規模の適正化を図ります。

施策1-4-1 学校等施設・設備の整備

目 標

1 学校等施設・設備の整備

学校施設の耐震化は完了しましたが、児童生徒が良好な環境のもとで学習できるよう、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進めます。

また、学習環境の改善及び省エネルギー化等の観点からトイレの洋式化、照明のLED化を図ります。

さらに、児童生徒の心身の健全な発達及び食育の推進のため実施する学校給食では、設備の老朽化に伴う故障などにより安全で安心な給食提供への影響が懸念されることから、学校給食センター設備の更新及び修繕を計画的に行います。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「学校施設や学習環境に満足している」と回答する児童生徒の割合	86% (令和元年10月時点)	87%	88%	89%	90%

目標値の説明

指標	説明
「学校施設や学習環境に満足している」と回答する児童生徒の割合	学校施設の修繕や学習環境の改善等を行い、児童生徒の満足度を高く保つことにより、安全で快適な学習環境の充実につながります。

施策1-4-2

読書環境・ICT環境の整備

目 標

1 読書環境の整備

自ら進んで読書に親しむ心豊かな子どもを育てるため、学校図書館における蔵書の充実や人材の育成を図り、読書環境の整備に努めます。

2 ICT環境の整備

学力向上を目指した授業改善、情報活用能力の育成及び事務の効率化を図るため、第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）での整備基準を目標に、学習指導要領に沿ったICT環境の整備に努めます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学生の一人平均貸出冊数	14冊 (平成31年3月時点)	15冊	16冊	17冊	18冊
「授業でパソコンを利用する環境が整っている」と回答する児童生徒の割合	87% (令和元年10月時点)	88%	89%	90%	90%

目標値の説明

指標	説明
中学生の一人平均貸出冊数	学校図書館を充実させることで中学生の平均貸出冊数を増やしていきます。貸出冊数を増やすことにより、読書離れを防ぎ、心豊かな子どもの育成につながります。
「授業でパソコンを利用する環境が整っている」と回答する児童生徒の割合	ICT環境を整備することで児童生徒が授業の中でパソコンを有効に活用できる環境を整え、ICT機器を有効に活用することにより、児童生徒の学力の向上につながります。

施策1-4-3 学校規模の適正化の推進

目 標

1 複式学級※1の解消

一定規模の集団生活の中で多様な考え方に触れ、社会性を養うとともに確かな学力を獲得するため、複式学級の解消に努め学校規模の適正化を図りながら、活力ある学校教育の実現を目指します。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
複式学級がある学校数	1校 (令和元年10月時点)	1校	1校	0校	0校

目標値の説明

指標	説明
複式学級がある学校数	複式学級の解消により学校規模の適正化を図り、活力ある学校教育の実現につながります。

※1 複式学級とは、児童生徒数の減少等により、2つ以上の学年の人数が国で定める基準を下回ったときに、複数の学年を1つにまとめた学級編制のこと。

現状と課題

3 すべての人に
健康と福祉を11 住み続けられる
まちづくりを

本市では、平成14年に「スポーツ健康都市宣言」をし、「市民一人1スポーツ」を掲げ、生涯スポーツと健康づくりに取り組んできました。平成27年7月には、国のスポーツ基本法に基づく「上山市スポーツ推進計画」を策定し、市民がスポーツに親しむ取組を継続するとともに、スポーツを通じた青少年の健全育成、さらにはスポーツ交流等を通じた地域活性化を図ることを目指しています。

「スポーツに関する市民の意識調査」(平成26年9月実施)において「この1年間で運動・スポーツをした」人は41%でしたが、令和元年の調査では49%に上がっています。したがって、今後も継続して運動・スポーツをするきっかけを作り、市民のスポーツ実施率を上げていくことが重要です。

各スポーツ団体ともジュニア層の強化に対する意識が高い一方、少子化によるチーム成立への不安や学校における運動部活動との連携に関する不安等を持っています。本市においてさらなる競技力向上を図るためには、市、学校、市体育協会、スポーツ団体等関係機関が連携していくとともに、人材養成システムの構築やスポーツ環境の整備を図ることが必要です。

本市におけるスポーツツーリズムは、蔵王坊平アスリートヴィレッジにおける合宿や蔵王坊平クロスカントリー大会、かみのやまツール・ド・ラ・フランス大会等宿泊を伴う大会を中心に交流人口の増加を図ってきましたが、遠方からの参加者は必ずしも多いとはいえません。したがって、宿泊に結びつく商品開発等宿泊を伴う参加者を増やす必要があります。また、スポーツにおいて、「する」「観る」「支える」と、人それぞれ様々な関わり方があるなか、「支える」スポーツの分野において、ボランティア活動の必要性が今後さらに高まることから、市民スポーツボランティアへの理解を深める必要があります。

方 針

- 1 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
- 2 競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境を整備します。
- 3 スポーツを通じた地域活性化を推進します。

施策1-5-1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

目 標

1 誰もがスポーツに親しむ機会の創出

市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援をするとともに、市民一人ひとりが、生涯を通じて「する」「観る」「支える」スポーツに親しむことができる環境を創出します。

2 子どもを取り巻く地域のスポーツ環境の充実

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団及び学校等の地域社会全体が連携・協働し、児童・生徒の体力向上とスポーツの楽しさや喜びを体験できるスポーツ環境の充実を図ります。

3 地域のスポーツ施設等の充実

障がいの有無にかかわらず子どもから高齢者まですべての市民がスポーツ活動を行うことができるよう、公共スポーツ施設等の改修・整備及び適正な管理運営に努めます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運動が好きな市民の割合	65% (令和元年7月時点)	66%	67%	68%	69%
運動が好きな小学生の割合	90% (平成31年3月時点)	90%	90%	90%	90%
公共スポーツ施設利用者数	300,000人 (平成31年3月時点)	300,000人	300,000人	300,000人	300,000人

目標値の説明

指標	説明
運動が好きな市民の割合	スポーツに親しむ機会を提供し、健康等の目的をもって体を動かすことが好きな人を増やすことにより、スポーツを親しむことができる環境の創出につながります。
運動が好きな小学生の割合	地域社会全体が連携・協働し子どもを取り巻く地域のスポーツ環境の充実を図ることで遊びを含め体を動かすことが好きな小学生を増やすことにより、小学生の体力向上やスポーツ環境の充実につながります。
公共スポーツ施設利用者数	すべての市民が市内体育施設でスポーツ活動ができるよう施設の充実を図ることで施設利用者数の増加につながります。公共スポーツ施設利用者数はスポーツ施設の充実の目安となります。



施策1-5-2 競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

目 標

1 トップアスリートの発掘・育成・強化

学校、市体育協会、スポーツ団体と連携し、蔵王坊平アスリートヴィレッジ等市内スポーツ施設を拠点として、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援を強化します。

2 全国規模の大会開催の誘致

全国大会、東北大会等の大規模な大会誘致に努め、競技力向上に取り組むとともに地域の活性化につながるよう努めます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
殊勲賞の受賞件数	60件 (平成31年3月時点)	60件	60件	60件	60件
全国規模の大会開催数	3大会 (平成31年3月時点)	3大会	3大会	3大会	3大会

目標値の説明

指標	説明
殊勲賞の受賞件数	トップアスリートの発掘・育成・強化することにより殊勲賞の受賞件数の確保につながります。当該指標は、効果的な支援が出来ているかどうかの指数となります。
全国規模の大会開催数	大規模な大会を誘致することにより、競技力向上や地域の活性化につながります。

施策1-5-3

スポーツを通じた地域活性化の推進

目 標

1 トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出

トップアスリート等が合宿やスポーツイベントで訪れる際に、コーチ等から指導方法、練習方法に触れる機会を設け、技術や経験を地域スポーツに有効に活用し、選手のレベルアップにつなげる好循環の創出を目指します。

2 蔵王坊平アスリートヴィレッジ整備構想の推進

施設の利用促進を図り、アスリート育成とスポーツを通じた地域経済の活性化への貢献を目指すとともに、大規模な大会や合宿の際に必要な市民ボランティアを育成し市民活動と一体となったスポーツツーリズムの推進を図っていきます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の海外からの事前合宿受入れ実績を財産とし、今後も国際大会の事前合宿のみならず通常合宿誘致にも取り組みます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
トップアスリートとの交流事業回数	4回 (平成31年3月時点)	4回	4回	4回	4回
蔵王坊平アスリートヴィレッジ利用者数	70,000人 (平成31年3月時点)	71,500人	73,000人	74,500人	76,000人

目標値の説明

指標	説明
トップアスリートとの交流事業回数	トップアスリートと地元とのスポーツ教室、講演を始めとする交流事業を安定的に開催することにより、トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出につながります。
蔵王坊平アスリートヴィレッジ利用者数	蔵王坊平アスリートヴィレッジの利用者数を増やすことにより、地域経済の活性化やスポーツツーリズムの推進を図る蔵王坊平アスリートヴィレッジ整備構想の推進につながります。

基本施策 1-6 伝統文化を継承し文化芸術を振興します

現状と課題



本市は、城下町・宿場町・温泉町として長く歴史を刻み、往時の面影を今に伝える史跡や歴史的建造物等が数多く現存しています。豊かな気候風土のもと、長年にわたり地域で培われてきた歴史文化遺産は、大勢の市民が関わりを持ちながら適正な保存と活用が図られています。

文化財に指定された茅葺屋根の建造物の数は、本市が県内で最多です。その茅葺き文化を地域で保存継承するため、耕作放棄地を茅場に再生するかみのやま草屋根プロジェクトが住民主導で進められています。

ふるさとの歴史文化遺産を正しく評価し次代に継承するとともに、文化財の保護活動に携わる市民・団体の連携やネットワーク化を図っていく必要があります。

また、斎藤茂吉のふるさととして、斎藤茂吉記念全国大会、茂吉忌合同歌会等、茂吉縁の様々な事業が展開されているほか、市内の学校では短歌学習が行われています。

さらに、豊かな人間性を育む文化芸術への理解を深めるため、文化芸術団体が日ごろの活動の成果を披露する総合文化祭が半世紀以上の長きにわたり開催されているほか、市内の文化施設では、市民が文化芸術を鑑賞する機会が提供されています。

多様な活動団体と連携を図りながら住民主体の自主的な文化芸術活動をより一層支援することを通して、文化芸術の薫り高いまちづくりを推進していく必要があります。

方針

- 1 文化財愛護を通して地域の魅力をさらに高め、住民主導の歴史まちづくりを推進します。
- 2 文化芸術の普及推進を図り、市民が文化芸術活動に親しめる環境づくりに努めます。

施策1-6-1

文化財愛護による地域づくり

目 標

1 文化財の適正な保存管理と活用の推進

地域の歴史を物語る有形・無形の文化財を正しく保存管理し、人が集い交流する拠点として活用するとともに、武家屋敷や城下町等の新たな調査や保存・活用を通して地域の魅力を高めます。

また、計画に基づいて国史跡羽州街道榎下宿金山越の保存・活用・整備を進めるほか、文化財保護に携わる保存会等の活動支援や、ふるさとに伝わる郷土芸能の資料収集及び情報発信等を通して、文化財を核とした地域コミュニティの絆をより一層深めます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歴史的建造物※1の入館者数	18,711人 (平成31年3月時点)	18,750人	18,800人	18,850人	18,900人

目標値の説明

指標	説明
歴史的建造物の入館者数	文化財の適正な保存と積極的な活用を通して、歴史的建造物の入館者数を増加させることにより、ふるさと理解を推進し郷土愛の醸成につながります。

※1 歴史的建造物とは、指定文化財のうち市所有の旧尾形家住宅、滝沢屋、春雨庵、三輪家と旧曾我部家のこと。

施策1-6-2 文化芸術活動の環境づくり

目 標

1 文化芸術団体の育成と活動の支援

多くの文化芸術団体に取り組む自主的な活動と団体の育成を支援するとともに、文化団体協議会をはじめとした関係団体と連携し文化芸術事業の充実を図ります。

2 優れた文化芸術に触れる機会の創出

児童生徒の芸術鑑賞機会の確保や優れた文化芸術に触れる機会を設け、市民の文化芸術に対する意識の高揚を図ります。

3 斎藤茂吉のふるさとづくり

斎藤茂吉のふるさととして、関係団体と連携して茂吉に縁のある多様な催事を開催し、地域文化の振興に努めます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文化団体協議会の加盟団体数	23団体 (令和元年12月時点)	23団体	23団体	23団体	23団体
総合文化祭来場者数	6,585人 (令和元年12月時点)	6,600人	6,600人	6,600人	6,600人
茂吉忌合同歌会等における本市からの応募割合	20% (平成31年3月時点)	20%	20%	20%	20%

目標値の説明

指標	説明
文化団体協議会の加盟団体数	文化芸術活動を牽引する文化団体協議会の活動を支援し、加盟団体数が維持されることにより、文化芸術事業の充実につながります。
総合文化祭来場者数	活動の成果発表と文化芸術に触れる機会としての総合文化祭の開催を支援、広報し、来場を促すことにより、市民の文化芸術に対する意識の高揚につながります。
茂吉忌合同歌会等における本市からの応募割合	茂吉忌合同歌会及び茂吉ジュニア短歌コンクールへの市民応募を促して応募割合を維持することにより、茂吉のふるさととしての意識の醸成につながります。

